

資料 2

■平成29年度～令和4年度 児童生徒に対するわいせつ行為による懲戒処分一覧(公立学校分)

No.	処分年月日	種 別	職名	処分	内 容
1	H30. 11. 30	わいせつ (盗撮)	県立高校 教諭	免職	当該教諭は、島根県内のホテルにおいて、10代女性が宿泊する室内のコンセントにアダプター型の小型カメラを設置し、その着替えの様子を盗撮した。
2	R1. 6. 12	わいせつ (盗撮)	小学校 教諭	免職	当該教諭は、女子更衣室として使用していた教室内に本人所有のスマートフォンを設置し、女子児童の着替えの様子を盗撮した。
3	R2. 3. 9	わいせつ	小学校 教諭	免職	当該教諭は、平成31年1月頃から同年3月頃までの間、島根県東部において、女兒が13歳未満であることを知りながら、わいせつな行為を行った。
4	R4. 9. 1	わいせつ (盗撮)	小学校 教諭	免職	当該教諭は、松江市内の商業店舗内において10歳代女性のスカートの中にスマートフォンを差し入れて撮影を行った。また、勤務校の教室において、児童の着替えの様子をスマートフォンで盗撮していた事実が判明した。
5	R4. 12. 26	わいせつ	県立高校 教諭	免職	当該教諭は、当時 18 歳未満であった女性のわいせつ画像を、自身のスマートフォンに保存していた。また、本件事案とは別途校内で性的な行為をしていたことを認めた。

わいせつ行為等に係る懲戒処分の基準(標準例)

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
児童生徒に対するわいせつ行為等		
1	わいせつな行為をした教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	免職、停職又は減給
3	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
児童生徒以外の者に対するわいせつ行為等		
4	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
5	上記の4を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職又は減給
6	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	停職又は減給
7	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告

2. わいせつ行為等の定義

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

- ①「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、売春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること、性的嫌がらせ等をいう。
- ②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒、同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等をいう。